

第9章 新興感染症発生・まん延時における医療

新興感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。）の発生・まん延時に、速やかに、感染症医療以外の通常医療との両立を図りつつ、機動的に入院等の医療提供体制の確保が図られるよう、感染症法に基づく医療措置協定の締結等の仕組みを活用し、平時から、対応準備を進める。

【現状と課題】

令和2年から令和5年までの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応において、様々な課題が明らかになった。次の新興感染症に備えるため、これらの課題を踏まえて、新興感染症発生・まん延時に、速やかに医療提供体制の確保が図られるよう、平時からの取組が必要である。

○明らかになった主な課題

- ・ 感染症病床を有する感染症指定医療機関だけでは新型コロナウイルス感染症の入院患者を受けきれず、一般の病院ががん治療をはじめとする通常医療を制限してでも病床確保をする必要が生じたが、そうした事態を想定した入院調整、救急搬送、院内ゾーニングを含めた具体的な訓練は行われていなかったため、体制の立ち上げに時間がかかった。
- ・ 感染拡大初期において、感染症指定医療機関以外に新型コロナウイルス感染症の特性も明らかではない時期から対応する医療機関、ウイルスの特性が明らかになってきた後に対応する医療機関との役割が平時から明確ではなく、地域によって役割の調整が困難であった。
- ・ 感染拡大する中で病床等の確保計画を立案したが、新型コロナウイルス感染症の特性が明らかになった後においても、医療機関との認識のずれや医療人材の確保の困難さなどから、病床確保や発熱外来等の医療体制が十分に確保できないことがあった。

【推進方策】

新興感染症発生・まん延時に確保すべき医療提供体制として、入院、外来診療、自宅療養者等（居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者をいう。）への医療の提供、後方支援及び医療人材派遣に関する機能の確保を目指す。

これらの確保にあたっては、令和4年12月の感染症法改正により新たに設けられた医療措置協定や流行初期医療確保措置、公的医療機関等に対する医療提供の義務付けの仕組み等を活用しながら、兵庫県感染症対策連携協議会における関係者による協議等も踏まえ、平時から取組む。

なお、具体的な推進方策については、「兵庫県感染症予防計画」において定めるものとする。

[参照 URL] https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hw12_000000093.html

【目標】

感染症法の規定により、「兵庫県感染症予防計画」において「感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標」を定めているため、これを数値目標とする。